

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県教育委員会

委員長 八重樺

勝

岩手県教育委員会規則第14号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
(室及び課の分掌事務)	(室及び課の分掌事務)																
第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。																
<table border="1"><thead><tr><th>室及び課</th><th>分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>学校教育室</td><td>[略] 生徒指導担当の分掌事務 (1)・(2) [略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	室及び課	分掌事務	[略]		学校教育室	[略] 生徒指導担当の分掌事務 (1)・(2) [略]	[略]		<table border="1"><thead><tr><th>室及び課</th><th>分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>学校教育室</td><td>[略] 生徒指導担当の分掌事務 (1)・(2) [略] <u>(3) いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題対策委員会に関すること。</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	室及び課	分掌事務	[略]		学校教育室	[略] 生徒指導担当の分掌事務 (1)・(2) [略] <u>(3) いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題対策委員会に関すること。</u>	[略]	
室及び課	分掌事務																
[略]																	
学校教育室	[略] 生徒指導担当の分掌事務 (1)・(2) [略]																
[略]																	
室及び課	分掌事務																
[略]																	
学校教育室	[略] 生徒指導担当の分掌事務 (1)・(2) [略] <u>(3) いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題対策委員会に関すること。</u>																
[略]																	
(附属機関)	(附属機関)																
第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。 (1)～(3) [略]  <u>(4) [略]</u> <u>(5) [略]</u> <u>(6) [略]</u> <u>(7) [略]</u> <u>(8) [略]</u> <u>(9) [略]</u> <u>(10) [略]</u> 2 [略]	第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。 (1)～(3) [略] <u>(4) 岩手県いじめ問題対策委員会</u> <u>(5) [略]</u> <u>(6) [略]</u> <u>(7) [略]</u> <u>(8) [略]</u> <u>(9) [略]</u> <u>(10) [略]</u> <u>(11) [略]</u> 2 [略]																
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。